

中国独占禁止法施行 10 年の回顧と展望 (下)

環球

中国法月報

2018 年 10 月号 独占禁止法 10 周年記念特集

■ 序文

■ 協調行為が独占協定に該当するとの司法判断について

■ 再販売価格維持行為に関する最新事件の整理

■ 全国市場監督管理業務座談会における張茅氏の講話（競争法執行に関する部分の抜粋）

編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）

日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路 150 号
企業天地 5 号楼 25 階&26 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518055
深セン市南山区銅鼓路 39 号
大沖國際中心 5 号楼 26 階 B/C 单元
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987



序文

過去 10 年間の中国の独占禁止法制度の歩みを回顧し、また、将来の中国独占禁止法執行の展開を展望するために、本月報で前々号から 3 回に分けて、「中国独占禁止法施行 10 年の回顧と展望—独占禁止法 10 周年記念特集」を掲載することになった。今回の特集(下)は、以下の 3 つの文章からなる。

- 協調行為が独占協定に該当するとの司法判断について
- 再販売価格維持行為に関する最新事件の整理
- 全国市場監督管理業務座談会における張茅氏の講話(競争法執行に関する部分の抜粋)

なお、前々号から本号までの 3 回にわたる特集では、誌面の都合上、独占禁止法関連の民事訴訟事件、市場支配的地位の濫用事件の動向について詳細な分析・解説を行う文章を掲載することができなかった。これらの文章は今後掲載予定であるので、ご期待いただければ幸いである。



協調行為が

独占協定に該当するとの司法判断について

I はじめに

中国「独占禁止法」第 13 条第 2 項によれば、独占協定とは、競争を排除・制限する協定、決定、又はその他の協調行為をいう。書面又は口頭にて独占協定を締結する方法と比べ、「その他の協調行為」（以下、「協調行為」という）には、隠匿性が高く、認定が困難であるという特徴がある。そのためか、「独占禁止法」施行より長きにわたり、独占禁止法執行機関が「協調行為」を理由とした行政処罰を下したことはなかった。

協調行為を理由とした中国初の独占禁止行政処罰は、2016 年 7 月 27 日に下された。国家発展改革委員会（以下、「国家発改委」という）は、常州四藥製藥有限公司（以下、「常州四藥」という）と華中藥業股份有限公司（以下、「華中藥業」という）、山東信誼製藥有限公司（以下、「山東信誼」という）の間で、エスタゾラム原薬について「共同で取引を排斥する」旨の独占協定、エスタゾラム錠剤について「商品価格を固定又は変更する」独占協定がそれぞれ締結・実施された事件（以下、「エスタゾラム独占協定事件」）において、関連市場が寡占市場又は不完全競争市場であること、常州四藥と華中藥業、山東信誼が意思の連絡を行っていたこと、常州四藥による共同で取引を排斥し、価格を引き上げる行為が華中藥業、山東信誼との間に一致性が認められることを理由として、常州四藥が上述の独占協定を締結・実施したと認定し、常州四藥に対し処罰を下した¹。

国家発改委が常州四藥に対して下した処罰決定においては、「協調行為」という概念について明確な言及がなされていないが、上記の処罰理由からすると、実質的には、当該処罰決定は常州四藥が協調行為形式の独占協定を締結・実施したと認定したものであるといえる。したがって、当該事件は協調行為に対する初の独占禁止行政処罰事件と位置付けられている。当該事件は、協調行為という独占協定の 1 形態に対する独占禁止法執行機関による処罰の嚆矢となった。

独占禁止法執行機関が「協調行為」という概念について明確に言及したのは、協調行為に対し処罰が下された第 2 の事件——同時に、工商部門が取り締まりを行った初の協調行為形式の独占協定事件でもある——においてであった。上海海基業高科技有限公司（以下、「海基業」という）、北京兆日科技有限责任公司（以下、「兆日」という）及び信雅達系統工程股份有限公司（以下、「信雅達」という）の間で、「安徽省支払用暗証番号入力機器市場を分割する」独占協定が締結・実施された事件が、今年 5 月による決着を見た。当該事件において、独占禁止法執行機関は、明確に「協調行為」の概念に言及し、また明確に「協調行為」を理由として処罰を下した。さらに、当該事件は行政訴訟にまで発展していたが、その行政訴訟においても、協調行為が独占協定に該当するとの行政処罰が、中国の裁判所により初めて確認を得た。これらの点から、協調行為に関する独占禁止法執行及び司法実務において、当該事件は非常に大きな意義を持つものであると考えられる。そこで、以下では当該事件の詳細を紹介するとともに、論評を行うものとする。

II 事件の概要

安徽省工商行政管理局（以下、「安徽省工商局」という）が 2016 年 9 月 18 日に下した行政処罰決定によれば、事件の概要は次のとおりである。

2010 年 10 月 20 日、人民銀行合肥中心支行（以下、「人行合肥支行」）は、安徽省支払用暗証番号入力機器の製品選択審査会議を開催し、審査に参加したサプライヤー 6 社の中から、海基業、兆日、信雅

¹ 華中藥業と山東信誼には、それぞれ他の 2 つの処罰決定が下された。

達を選出し、安徽省における支払用暗証番号入力機器の推奨サプライヤーとした。

2010 年 12 月 7 日、海基業と兆日、信雅達、安徽省の銀行業金融機関 20 社は、共同で人行合肥支行が開催する安徽省支払用暗証番号普及業務会議に出席した。会議後、人行合肥支行は、安徽省内の銀行業金融機関 20 社が代理販売する支払用暗証番号入力機器の供給市場における分配案を定める旨の通知を送付した。海基業は市場分配案に従い、分配された銀行業金融機関 6 社と協定を締結し、代理販売をさせるため商品を提供した。そして、海基業と兆日、信雅達は、他社に分配された銀行業金融機関に商品供給を行うことはなかった。このようにして、安徽省の支払用暗証番号入力機器市場は分割された。

III 独占禁止法執行機関及び裁判所の認定

処罰決定が下される前の意見聴取では、海基業は「兆日、信雅達と安徽省支払用暗証番号入力機器市場の分割について意思の連絡を行ったことはなく、販売市場を分割する旨の独占協定を締結した事実もない。兆日、信雅達と『一致した行動』をとっていたというのは、落札後に人行合肥支行が全ての落札者に対しそうするよう要求したため、それに従っていただけである」と弁明していた。

しかし、安徽省工商局は、海基業と兆日、信雅達の間では直接書面による協定が締結されていないものの、実際の経営活動においては、共同で人行合肥支行の開催した関係会議に出席し意思の連絡を行っており、分配案で分配された対象にのみ商品を販売し、他社へ分配された販売対象への重複販売を避けていたと認定した。そして、安徽省工商局は、前述の「独占禁止法」第 13 条第 2 項、及び「独占協定行為の禁止に関わる工商行政管理機関の規定」(国家工商行政管理総局令第 53 号、以下、「工商総局令第 53 号」という)第 2 条第 4 項の「その他の協調行為とは、事業者が明確に書面若しくは口頭により協定又は決定を締結していないものの、実質的に存在する協調一致行為をいう」との規定を引用し、海基業と他 2 社が安徽省支払用暗証番号入力機器市場分割のため協調一致行為を行っていたとし、独占協定の締結・実施行為に該当すると認定した。安徽省工商局は海基業に対しその違法所得 19,854,770.81 人民元を没収するとともに、2014 年の売上高の 8%に相当する 75,913.85 人民元の課徴金を納付するよう命じた。

後に、海基業は上述の行政処罰決定を不服とし、国家工商行政管理総局(本事件の二審判決が下された時点では、同局の職権は既に国家市場監督管理総局に移転されていた。以下、「旧国家工商総局」という)に行政不服申立てを行った。旧国家工商総局は 2017 年 1 月 13 日に行政不服申立てに関する審査決定を下し、海基業と兆日、信雅達は直接書面又は口頭による協定を締結していないものの、販売市場を分割するという協調行為に該当すると認定し、安徽省工商局が下した前述の処罰決定を維持すると決定した。

海基業は行政不服申立てに関する審査決定を不服とし、北京市朝陽区人民法院(以下、「朝陽法院」という)に訴訟を提起した。朝陽法院は 2017 年 10 月 30 日に判決を下し、海基業の訴訟請求は事実的及び法的根拠を欠くとして、海基業の訴訟請求を棄却した。しかし、朝陽法院の判決文においては、海基業が独占協定を締結・実施した理由について、詳細な説明がなされていないかった。

海基業は一審判決をも不服とし、北京市第二中級人民法院に上訴を提起した。二審において、北京市第二中級人民法院は、安徽省支払用暗証番号入力機器市場において海基業を含む 3 社の共同独占行為が存在したか否かを審理の重点の 1 つとし、これについて詳細な検証を行った。最終的に、北京市第二中級人民法院は、海基業が他 2 社と協調行為形式の独占協定を締結・実施したと認定し、2018 年 5 月 7 日に判決を下し、海基業の訴訟請求を棄却した。以下、北京市第二中級人民法院による協調行為の認定基準を紹介し、論評を行うものとする。

IV 北京市第二中級人民法院による協調行為の認定基準及びそれに対する論評

前述の通り、中国「独占禁止法」第 13 条第 2 項の規定によれば、独占協定とは競争を排除・制限する

協定、決定、又はその他の協調行為をいう。このほか、工商総局令第 53 号第 3 条の規定によれば、その他の協調行為の認定にあたっては、次の要素を考慮しなければならないとされている。(1) 事業者の市場行為に一致性が認められるか否か。(2) 事業者間で意思の連絡又は情報交換が行われているか。(3) 事業者が一致した行為に対し合理的な説明を行えるか否か。また、その他の協調行為の認定にあたっては、さらに関連市場の構造状況、競争状況、市場変化状況、業界状況等も考慮しなければならないとされている。

北京市第二中級人民法院は上記の規定を踏まえ、協調行為が独占協定に該当すると認定したのであるが、その認定基準と考慮要素には主に次の 5 点が挙げられる。

1. 独占協定締結行為の主体要件を満たすか否か

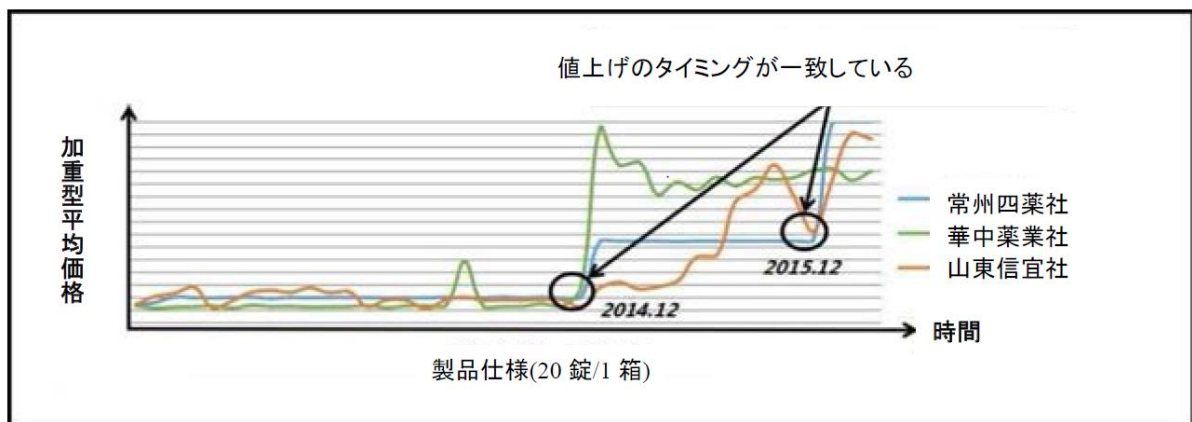
北京市第二中級人民法院は、「独占禁止法」第 13 条の規定に基づき、独占協定とは 2 つ又は 2 つ以上の競争関係にある事業者間で締結されたものであるとしている。本事件において、海基業及び兆日、信雅達は、いずれも「独占禁止法」第 12 条に規定する事業者であり、かつ、これらの会社は水平的競争関係にあるため、「独占禁止法」第 13 条に規定する競争関係を有する事業者該当する。よって、独占協定締結行為の主体要件を満たしている。

なお、北京市第二中級人民法院がいうこの主体要件とは、実際には、協調行為を含む全ての水平的協定の共通の要件である。

2. 客観的に、事業者間に一致した市場行為が存在したか否か

北京市第二中級人民法院は、事業者間の外在的市場行為が同一性を示しているか否かが、協調行為認定の大前提であり、その初歩的な証拠になるものとしている。一致した市場行為の認定には、主に行為の同時性、行為の同一性という 2 つの条件に注意しなければならない。ここにいう「同一」は、完全な同一、基本的な同一、又は類似を含む、広義的なものとして捉えなければならない。

「一致性」に関しては、エスタゾラム医薬品独占協定事件において、国家発改委より詳細な論証がなされている。同事件の行政処罰決定書では、常州四薬が 2015 年以降エスタゾラム原薬の正常な商品供給を停止したことは、独占協定の内容と一致しており、華中薬業、山東信誼の行為とも一致するものであると述べられている。鄭州での会議終了後、常州四薬とその他 2 社は、1 ヶ月内に相次いで価格調整に関する文書を配布しており、それぞれの価格上昇のタイミングはほぼ同じであった。常州四薬の売上記録では、2014 年 12 月以降 2 度の価格調整を経て、常州四薬の 2 種の規格のエスタゾラム錠剤の出荷価格が、会議で取決められた「1 錠あたり 0.1 人民元」という値上目標とほぼ一致する価格になっていたことが示されている。(詳細は下図を参照²⁾)。



² 図は国家発展改革委員会 WeChat 公式アカウント(微信公衆号)2016 年 7 月 28 日「図 1 枚でわかるエスタゾラム医薬品独占事件」から引用し、日本語に翻訳したもの。

3. 経営者間に意思の連絡又は情報交換が存在したか否か

北京市第二中級人民法院は、協調行為は競争を排除・制限する協定、決定と同様に、独占協定に含まれるものであるとしている。協調行為と協定、決定の違いは、行為者間における合意形成の過程と形式の違いであるが、どのような合意の形成であっても、必然的に一定の形式の意思の連絡によってなされるものである。したがって、経営者間に意思の連絡又は情報交換が存在することが、協調行為成立の必須要件となる。

4. 事業者が一致した行為に対して合理的な説明を行えるか否か

北京市第二中級人民法院は、協調行為の同一性又は類似性、及び同時性等の問題は、実質的には、ある意味協調行為と並行行為、追従行為の区別の問題であると指摘した。並行行為とは、市場主体間が如何なる意思疎通もしていない状態で行われた同一又は類似の市場行為をいい、このような行為は「独占禁止法」等の法令に定める独占協定に対する規制を受けない。また、追従行為とは、市場主体が競争相手の市場行為を参考とし、特定の競争条件の下、競争環境の変化に適応するために、後に続いて採用した同一又は類似の対抗措置をいう。追従行為は正常な競争過程を反映するものであるため、これを「独占禁止法」の規制対象に組み入れるのは好ましくないとされる。

北京市第二中級人民法院が指摘したように、行為の一致性とは、協調行為認定の大前提要件、及び協調行為の基本的特徴に過ぎない。協調行為の目的は、将来の経営活動における不確実性を取り除くこと——事前に事業者間で協力して手配を行い、事実上の黙示の合意によって競争リスクを回避することにより、自由競争により生じる、将来の経営活動における不確実性を取り除き、将来の経営活動における方向性を確立することである。一方、並行行為及び追従行為は、事業者間の協力による自由競争代替の問題が存在しないため、独占禁止法の規制対象とならない。つまり、協調行為と並行行為、追従行為とを区別するにあたっては、事業者間で意思の連絡が存在するか否かが決め手となるのである。

5. 関係市場の構造状況、競争状況、市場変化状況、業界状況等の要素

北京市第二中級人民法院は、本事件において、海基業が兆日、信雅達と共に安徽省支払用暗証番号入力機器販売市場の分割を計画・実施したことにより、長期にわたり他の事業者の関連市場参入が妨げられ、同3社のみが関連市場に存在することとなり、競争状況の悪化を招いたと指摘した。また、同3社による分配された販売対象以外への販売差し控えは、市場競争秩序を攪乱し、経済運営の効率化に悪影響を与える行為であり、消費者の自主選択権を剥奪し、消費者の負担を増大させ、消費者の合法的權益を損なったと指摘した。

V 事件から汲み取るべき企業コンプライアンスの教訓

今回の事件およびエスタゾラム独占協定事件を見れば、協調行為といった隠匿性の高い独占協定に対する独占禁止執行機関の取締りがより一層専門化され、成熟してきていることが分かる。独占禁止コンプライアンスの見地からは、事業者は、日常運営において、自身と競争関係にある事業者との間の情報交換に際しては、くれぐれも慎重を期さなければならないと言えるだろう。

また、国家発改委が2017年7月20に発布した「事業者団体価格行為ガイドライン」第9条においても、事業者団体がメンバー事業者間で価格情報の交換を実施させ、価格情報をメンバー事業者又は業界内のその他の事業者間で相互通知させた場合、明らかに競争を排除・制限する効果を有しており、法律リスクが極めて高いとされている。独占禁止執行機関が情報交換行為に注目しており、また、協調行為の取締りとも密接な関係があることから、このような記述がされているものと考えられる。

再販売価格維持行為に関する最新事件の整理

I はじめに

2017 年末から、中国内外の法執行機関、司法機関により、再販売価格拘束行為 (Resale Price Maintenance, RPM。以下「RPM」という)に関わる決定や判決が多数公表されている。そのうち、主なものは次のとおりである。

1. 7 月 24 日、欧州委員会は、Asus、フィリップス等 4 社がネット小売業者に対し、最低再販売価格を拘束又は制限したとして、4 社に 1.1 億ユーロ超の制裁金の支払いを命じた。¹
2. 7 月 27 日、上海知的財産権法院は、武漢市漢陽光明貿易有限責任会社が、上海韓泰輪胎販売有限公司が垂直的独占協定、市場支配的地位の濫用を行っているとして提訴した事件において、被告の実施した最低再販売価格拘束行為は市場競争を排除・制限する効果を有しておらず、独占協定を構成しないとの判決を下した(以下、「上海輪胎事件」という)。²
3. 8 月 2 日、広東省高級人民法院は、国昌電気商店の上訴を棄却し、広州知的財産権法院の原判決を維持した。一審の被告である晟世公司による最低再販売価格拘束行為は競争を排除・制限するという重大な結果を招いておらず、垂直的独占協定を構成しないと認定した(以下、「広東格力事件」という)。³
4. 2017 年 12 月 11 日、海南省高級人民法院は、海南裕泰科技飼料有限公司に対する行政処罰に関する紛争事件に対し、二審終審判決を下し、海口市中级人民法院の一審行政判決を破棄し、裕泰公司の訴えを棄却した。⁴

これらの法執行事件、司法事件により、RPM が適法であるのか、それとも違法であるのかという問題が、再び広く関心を集めることとなった。

II RPM に対する司法裁判と行政裁判の見解の相違が、より大きな混乱を招いている

2013 年の「ジョンソン・エンド・ジョンソン事件」⁵以来、その後の事件(昨今の「上海輪胎事件」、「広東格力事件」等を含む)においても、基本的に同様の司法裁判方針が用いられてきた。即ち、垂直的協定の違法性を証明するには、まず垂直的協定が競争を排除・制限する効果を有する「独占協定」であることを証明する必要があり、その判断基準となるのは、市場競争が充分であるか、川上の事業者が市場支配的地位又は優越的地位を有するか、RPM 実施の目的、結果等であるという方針である。このような方針は海口市中级人民法院の一審行政判決にも影響を与えている。しかしながら、この一審行政判決は海南省高級人民法院により覆されることとなった。海南省高級人民法院がこのような判断を下したのは、「独占禁止法」第 14 条に定める垂直的価格独占協定の構成要件において、協定が「競争を排除・制限する」ものでなければならないとは明確に規定されておらず、独占禁止法執行機関がどのような垂直的価格独占協定が違法であるかを判断する権利を有するという認識に基づいてのものであった。

このため、垂直的価格独占協定に関わる司法裁判において、民事訴訟では「競争を排除・制限する効果を有する」か否かが最も重要な判断基準となる一方、行政訴訟では法執行機関の自由裁量権が尊重

¹ Antitrust: Commission fines four consumer electronics manufacturers for fixing online resale prices, IP/18/4601, http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4601_en.htm. Last visit on 7/8/2018.

² 上海知的財産権法院(2016 年)滬 73 民初 866 号民事判決書。

³ 広州知的財産権法院(2015)粵知法商民初字第 33 号民事判決書、広東省高級人民法院(2016)粵民終 1771 号民事判決書。

⁴ 海南省高級人民法院(2017)瓊行終 1180 号行政判決書。

⁵ 中国初となる垂直的独占協定に関わる民事訴訟事件である。上海市第一中级人民法院(2010)滬一中民五(知)初字第 169 号民事判決書、上海市高級人民法院(2012)滬高民三(知)終字第 63 号民事判決書。

されるという矛盾が引き起こされている。

これを事業者の角度から見てみると、民事訴訟では RPM について比較的寛大に取り扱われるものの、RPM により行政処罰を受けてしまうと、たとえ行政訴訟を提起したとしても、行政訴訟では民事裁判の比較的寛大な RPM に対する判断基準が適用されるとは限らず、このため行政処罰を撤回させることが難しくなる可能性があるということである。したがって、RPM 実施を計画する場合、事業者は、法執行機関の取り締まりを受けないよう祈るか（発見されてしまうと後の司法救済においても不利となるため）、又は法執行機関の見解が変化するのを待つしかないというのが現状である。

III 長年を経ても、EU が RPM に対し下した嚴重処罰では依然基本理念が堅持されている

2003 年、EU は、ヤマハがピアノ、ギターなどの自社製品について、市場の分割、再販売価格拘束等の垂直的制限行為を実施したとして、ヤマハに対し 256 万ユーロの制裁金の支払いを命じた⁶。15 年後、EU は再び RPM に対して嚴罰を科し、広く各界の関心を集めた。当該事件では、Asus、Denon&Marantz、フィリップス、パイオニアの電気機器メーカー 4 社が処罰を受けた。上記 4 社は、ネット小売業者による自社の電気機器製品（例えば、キッチン用電器、ノートパソコン）の小売価格を制限することで RPM を実施していた。上記 4 社による小売価格の制限を可能としていたのは、電子商取引の自動価格設定アルゴリズムであった。具体的には、次の方法により小売り価格の制限が行われていた。

1. 価格設定の自動追跡。上記 4 社は精密なモニタリングツールを用いて小売業者の価格設定を追跡しており、また価格が下落した際に即座に介入を行っていた。
2. 価格設定の自動調節。最大規模のネット小売業者を含む多数のネット小売業者は、価格設定アルゴリズムを利用し、自身の小売価格を競合他社の価格とマッチングさせるよう自動調節を行っていた。
3. 再販売価格の自動連動。サプライヤーが製品を低価格で販売するネット小売業者に対して価格制限を行ったとき、自動価格設定アルゴリズムを用いる他の小売業者も、連動して同様の価格制限を受けるようになっていた。
4. 保障措置。上記 4 社は、製品を低価格で販売するネット小売業者に対し、製品供給を拒否すると脅迫する、又は制裁を行う等圧力を加えることで、推奨価格が遵守され電子機器製品の高価格が維持されるようにしていた。

実際に、上述した自動価格設定アルゴリズムによって、RPM の最大限の実施が可能となり、ネット小売業者間における電気機器製品価格の拘束が実現されていたのである。

ここから、今回の EU による 4 社の RPM に対する処罰は、実際には「自動価格設定アルゴリズム」がもたらす潜在的な水平的価格拘束という不正競争リスクに対して採られた法執行措置であり、その核心は依然 RPM がもたらす恐れのある水平的共謀リスクであることが分かる。EU が下した裁決において、市場の競争状況及び 4 社の市場力を考慮すべき重要基準とせず、同時に 4 社の川上企業を処罰したこと自体が、EU が判決の土台とするロジックが、中国の民事裁判システムにおけるそれとは異なることを表している。EU の見方では、RPM は依然として「ハードコアカルテル」の性質を持つ不正競争行為であり、不正競争行為であるか否かの最重要判断基準は、潜在的な水平的価格拘束リスクを有するか否かなのである。

IV 上記事件から得られる教訓

⁶ Commission fines Yamaha for restrictions of trade and resale price maintenance in Europe, http://europa.eu/rapid/press-release_IP-03-1028_en.htm?locale=en, last visit on 23/9/2018.

残念ながら、昨今の裁判システムは、RPM に関する事件の判決における、司法機関と法執行機関間の見解の相違を解消するに至っておらず、却って、海南事件の行政法執行決定を支持した行政判決により、見解の相違が一層複雑化されてしまっている。今回の EU による法執行事例を踏まえ、ここで次のとおり提言を行う。

1. 独占禁止法執行機関は、RPM に関わる以下の議論・問題に対して、より明確な見解を表明するべきである。(1)RPM は本来、「協定」的性質を持つ双方又は複数による合同行為であるが、これを市場支配的地位又は優越的地位の濫用といった単独行為とどのように区別するかという問題について、明確な見解を表明するべきである。(2)RPM の不正競争性について、より明確な認定基準を設け、司法機関による RPM の認定基準について、直接見解を表明するべきである。
2. また、司法機関は、次に掲げる「独占禁止法上の特徴」を備えた非民事的な裁判ロジックにより、内部の裁判基準の統一を図ることが可能か検討するべきである。(1)RPM の不正競争性の判断は引き続き「独占禁止法」第 15 条に定める基準を基盤とするべきであり、「独占禁止法」第 13 条第 2 項の概念的な条項に基づくべきでない。(2)独占協定は不正競争性を有するが、違法性を有するとは限らないため、違法性の判断は、引き続き「独占禁止法」第 15 条に基づき判断されるべきである。(3)現在欧米で採用されている基準に倣い、垂直的協定による最大の不正競争リスクは水平的共謀を促進しかねないことであるという理念を導入し、これに基づき RPM の不正競争性を判断するべきである。
3. 市場事業者は、司法システムにおける民事紛争裁判では、RPM はより寛大に取り扱われ、潜在的な行政法執行リスクに直面した際にも、RPM 自体が経済効率性を向上させる性質を有する(この点については、法執行機関も一貫して同様の考えを示している)以上、抗弁の余地が存在しないわけではないことに留意するべきである。



全国市場監督管理業務座談会における張茅氏の講話 (競争法執行に関する部分の抜粋)

■ はじめに

今年 7 月 5 日に、市場監督管理総局が成立してから第一回の業務会議が開催された。この会議で、同局の張茅局長は、今年上半期の市場監督管理業務において収めた成果を回顧して、今年下半期の重点業務を指摘した。そこで、本稿では、独占禁止法を含む広義の競争法の執行業務に関する部分を取り上げて紹介する。皆様のご参考になれば、幸いである。

■ 今年上半期に収めた成果

(二) 不断强化竞争执法工作，市场竞争更加公平有序	(二) 競争法の執行業務を絶えず強化し、市場競争はより公平で秩序あるものになりました
——公平竞争审查取得阶段性成效。发挥部际联席会议统筹协调作用，督促指导部门和地方建立审查机制。各地区、各部门共对 12.2 万份文件开展了公平竞争审查。积极查办印章、交通、供气、供热等领域的行政垄断案件，有效纠正和制止了指定交易、地方保护、组织经营者垄断等滥用行政权力，排除、限制竞争行为。	——公平競争審査 ¹ は段階的な成果を収めました。部（日本の省庁に相当）間合同会議の協調機能を發揮し、指導部門及び地方政府に審査メカニズムの構築を督促しました。各地方政府、各部門は計 12.2 万部の文書に対し公平競争審査を展開しました。積極的に印章、交通、ガス供給、熱供給等の分野の行政独占事件を調査・処罰し、取引の指定、地方保護、事業者間で独占行為を実施させる等の行政権濫用により競争を排除・制限する行為を効果的に阻止・是正しました。
——反垄断执法不断加强。围绕企业和消费者反映强烈的突出问题，严厉查处燃气、电力、供水、殡葬、电信等民生领域价格垄断行为。深入开展公用企业限制竞争和垄断行为专项整治，着力查处重大垄断协议和滥用市场支配地位案件。加强经营者集中审查全链条反垄断监管，上半年共审查经营者集中案件 218 件，同比增长 40%。	——独占禁止法の執行は絶えず強化されています。企業及び消費者から強い反響を呼んだ顕著な問題を中心として、ガス、電力、給水、葬祭、電気通信等の民生分野の価格独占行為を厳しく取り締まりました。公共事業を行う企業による競争を制限する行為及び独占行為に対し深く集中整頓活動を展開し、独占協定及び市場支配地位濫用に係る重大事件の取り締まりに尽力しました。事業者結合審査のフルチェーン独占禁止監督管理を強化し、今年上半期には前年同期比 40%増となる 218 件の事業者結合案件を審査しました。
——价格监管和反不正当竞争执法持续推进。组织开展涉企和民生领域价格收费专项检查，指导地方加强房地产、电子商务、药品等重点领域和新兴领域市场价格监管。至 5 月底，对价格违法行为实施经济制裁 15.7 亿元。组织开展反不正当竞争执法重点行动，集中整治市场混淆、商业贿赂、虚假宣传以及涉网不正当竞争等突出问题，至 5 月底共查处案件 2245 件，案值 4.4 亿元。深入开展打击侵权假冒工作，推动建成 30 个省级“两	——価格監督管理及び不正競争防止に係る法執行も継続的に推進されています。企業及び民生に係る分野の価格・費用に対し集中検査を計画・展開し、地方政府に対し不動産、電子商取引、医薬品等の重点分野及び新興分野の市場価格監督管理を強化するよう指導しました。5 月末までに、価格違法行為に対し 15.7 億人民元の経済制裁を実施しました。不正競争防止法執行の重点活動を計画・展開し、市場における混同、商業賄賂、虚偽宣伝及びインターネット関連の不正競争等の顕著な問題を集中的に整頓し、5 月末までに 2,245 件の事件を取り締まり、事件総額は 4.4 億人民元に上りました。模倣品による権利侵害に対する取締りを深く展開し、30 の省レベル

¹ 中国国務院による「市場システムの構築における公平競争審査制度の構築に関する意見」(国発[2016]34 号、2016 年 6 月 1 日公布・施行)によれば、公平競争審査制度は、政府の関連行為を規範化し、政府による競争を制限・排除する政策・措置の作成を防止し、段階的に全国統一の大市場や公平競争の構築を妨げる規定や手法を整理し、廃止することを目的とするものである。

法衔接”平台并与中央平台联通。组织开展直销市场专项执法行动，开展传销重点地区整治工作，加强网络传销的监测和查处。	の「両法接続」²プラットフォームの構築及び中央プラットフォームへの接続を推し進めました。マルチ商法市場の法執行特別キャンペーンを案配・展開し、ネズミ講重点地区整頓業務を展開し、インターネットを介したネズミ講の監視及び取り締まりを強化しました。
——知识产权保护成效显著。规范驰名商标认定和保护，地方著名商标法规规章清理废止工作基本完成。遏制商标恶意抢注行为，开展打击商标侵权专项行动，至 5 月底，查处商标违法案件 9329 件，同比增长 13%。开展知识产权执法维权专项行动，查处专利违法案件 1.19 万件，同比增长 20.5%。	——知的財産権保護は目覚ましい成果を上げました。「馳名商標（日本における著名商標に相当）」の認定及び保護を規範化し、著名商標に関する地方法規・規則の整理・廃止業務をほぼ完了しました。商標の冒認出願を抑制し、商標権侵害に対する取り締まり特別キャンペーンを展開し、5 月末までに前年同期比 13% 増となる 9,329 件の商標に係る違法事件を取り締まりました。知的財産権法執行による権利保護集中活動を展開し、前年同期比 20.5% 増となる 1.19 万件の特許に係る違法事件を取り締まりました。
——网络和广告市场监管不断强化。发挥网络市场监管部际联席会议制度作用，联合开展 2018 网剑行动，严厉打击刷单炒信、虚假宣传和侵权假冒等违法行为。加强农村市场监管，依法查处销售假劣农资坑农害农行为。持续推进广告导向监管，开展互联网广告专项整治，严厉打击虚假违法广告。上半年，查处违法广告 1.5 万余件，罚没款 9.2 亿元，同比分别增长 36.9% 和 292.7%。	——インターネット及び広告市場の監督管理は絶えず強化されています。インターネット市場監督管理に係る部間合同会議制度の効果を発揮し、共同で「2018 網剣行動」（インターネット市場における監督管理キャンペーン）を展開し、顧客購入記録の偽装行為、不正に信用度を操作する行為、虚偽宣伝及び模倣品による権利侵害等の違法行為に厳しく打撃を加えました。農村市場の監督管理を強化し、法に基づき、偽の又は低品質な農業用物資を販売し農家に被害を与える行為を取り締まりました。広告内容の監督管理を継続的に推進し、インターネット広告に対する集中整頓を展開し、違法な虚偽広告に厳しく打撃を加えました。今年上半期に、違法な広告 1.5 万件余を取り締まり、過料・没収総額は 9.2 億元となり、それぞれ前年同期比で 36.9%、292.7% 増加しました。

■ 今年下半期の重点業務

（二）强化竞争政策实施，营造公平竞争的市场经济环境，切实发挥市场机制的决定性作用。围绕建设全国统一大市场，强化竞争政策在国家经济政策体系中的基础性地位，健全竞争政策体系，加大竞争执法力度，规范市场秩序，促进公平竞争。	（二）競争政策の実施を強化し、公平な競争のできる市場環境を構築し、市場メカニズムの決定的な役割を適切に発揮させます。全国統一の大市場の構築を中心として、競争政策の国家経済政策システムにおける基礎的な地位を強化し、競争政策システムを整備し、競争法の執行を強化し、市場の秩序を規範化し、公平な競争を促進します。
1. 全面实施公平竞争审查。认真贯彻落实公平竞争审查制度及实施细则，督促指导各地区、各部门落实审查机制，夯实审查责任。坚持清理存量与规范增量并重，提高公平竞争审查的质量和实效。完善公平竞争审查制度顶层设计，研究制定第三方评估、适用例外规定等方面的配套规则。将行政垄断案件查办作为推动公平竞争	1. 公平競争審査を全面的に実施します。公平競争審査制度及び実施細則を真摯に貫徹・実行し、各地方政府、各部門に対し、審査メカニズムを実行し、審査責任の基礎を固めるよう督促・指導します。既存文書の整理及び新規文書の規範化を共に重んずることを堅持し、公平競争審査の質及び実効力を向上させます。公平競争審査制度のトップダウン設計を整備し、第三者評価、例外規定の適用等の分野の付属規定を研究・制定します。行政独占事件の調査・処罰を公平競争審査制度実施推進の突破

² 「両法接続」とは、行政法執行と刑法執行の接続システムをいう。

審査制度落地的重要抓手，依法制止和纠正各类滥用行政权力排除限制竞争行为。	口として、法に基づき各種行政権濫用により競争行為を排除・制限する行為を制止・是正します。
2.強化反垄断执法。以反垄断执法机构整合为契机，进一步加大执法力度，优化执法机制，查处重大典型的垄断案件。开展公用企业限制竞争和垄断行为专项整治行动，严厉打击滥收费用、强迫交易、搭售商品、附加不合理交易条件等限制竞争和垄断行为。强化经营者集中全链条反垄断监管，依法做好经营者集中反垄断审查工作，继续加大未依法申报案件查处力度和附条件案件监督执行力度。全面加强反垄断制度建设，研究制定相关反垄断指南，开展《反垄断法》实施十周年等竞争宣传倡导活动。	2.独占禁止法の執行を強化します。独占禁止法執行機関の統合を契機とし、法執行をより一層強化し、法執行メカニズムを最適化し、典型的重大独占事件を取り締まります。公共事業を行う企業による競争を制限する行為及び独占行為の集中整頓活動を展開し、料金の不当徴収、取引の強制、抱き合わせ販売、不適切な取引条件の付加等の競争を制限する行為及び独占行為に厳しく打撃を加えます。事業者結合フルチェーン独占禁止監督管理を強化し、法に基づき事業者結合独占禁止審査業務を遂行し、法に基づいた申告をしていない事件の取り締まり及び条件付き案件の監督執行を強化します。独占禁止制度の構築を全面的に強化し、独占禁止に関するガイドラインを研究・制定し、『独占禁止法』実施十周年等の競争宣伝提唱活動を展開します。
3.加大价格监管和反不正当竞争执法力度。以涉企、殡葬、教育收费为重点，深入整治违法违规价费行为。围绕药品、商品房销售市场等重点领域，节假日等关键时间节点，加强市场价格监管。强化《反不正当竞争法》实施，严厉打击混淆仿冒、虚假宣传、商业贿赂、侵犯商业秘密等不正当竞争行为。继续强化直销监管和打击传销工作。	3.価格監督管理及び不正競争防止法の執行を強化します。企業関係、葬祭、教育の料金徴収を重点とし、法令・規則に違反する価格・料金に係る行為を深く整頓します。医薬品、分譲物件販売市場等の重点分野を中心として、休祝日等の重要時期の市場価格監督管理を強化します。「不正競争防止法」の施行を強化し、混同、模倣、虚偽宣伝、商業賄賂、商業秘密の侵害等の不正競争行為に厳しく打撃を加えます。マルチ商法の監督管理及びネズミ講への取締りを引き続き強化します。
4.加强知识产权保护。推进知识产权保护中心建设，健全保护中心运行与管理体系。建立完善知识产权海外维权机制，提升企业海外维权能力。严厉打击侵犯知识产权违法犯罪活动，重点查处制假源头、重复侵权、恶意侵权等违法行为。	4.知的財産権の保護を強化します。知的財産権保護センターの構築を推進し、保護センターの運営及び管理システムを整備します。知的財産権の海外における権利保護メカニズムを構築・整備し、企業の海外における権利保護能力を向上させます。知的財産権を侵害する違法犯罪活動に厳しく打撃を加え、模倣品の供給元、反復的権利侵害、悪意ある権利侵害等の違法行為を重点的に取り締まります。

本報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
 パートナー
 直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
 パートナー
 直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。